

令和4年1月26日

保護者の皆様へ

光南高等学校長

新型コロナウイルス感染症対策について

このことについて、1月25日に開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、県内各地で「まん延防止等重点措置」が実施されることとなり、県教育委員会では、県北地区、県南地区（郡山市、須賀川市、鏡石町及び三春町のみ）、会津地区（南会津地区を除く）、いわき地区及び相双地区の県立高校において、学校の行動基準をレベル3に引き上げました。

感染拡大が継続していることを踏まえ、本校においても下記のとおり感染症対策を徹底しますので、御家庭におかれましても感染予防の御協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

記

- 1 県北地区、県南地区（郡山市、須賀川市、鏡石町及び三春町のみ）、会津地区（南会津地区を除く）、いわき地区及び相双地区の県立学校における感染症対策の概要について（本校は対象外）
 - (1) 期間 令和4年1月27日（木）～2月20日（日）
 - (2) 内容 ①感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）については、停止すること。
②感染拡大地域への往来を控えること。
③部活動は少人数・短時間での活動とし、他校との練習試合等は停止すること。など
- 2 光南高校における対応について
 - (1) 本校（レベル2の地域）は、上記対策の対象外地域ですが、当面の間、1に準じた対応を行います。
 - (2) 基本的な感染症対策を徹底します。
 - ①感染リスクの高い活動を控える。
 - ②マスク着用の徹底
 - ③換気の徹底
 - ④昼食会時の注意
 - ⑤手洗い・消毒の徹底
 - (3) 差別や偏見等が生じないよう、きめ細かな指導を行います。
- 3 御家庭における対応について
 - (1) 毎朝の検温や発熱等の風邪症状の確認を徹底し、症状がある場合には登校や外出を控えさせ医療機関を受診し、症状が治まってもすぐに登校させず、医療機関と相談するなどして登校させてください。
※ 感染症対策のため登校できない場合は、欠席でなく出席停止扱いとします（その際は必ず出席停止証明書をクラス担任から受け取り学校へ提出してください）。
 - (2) 感染拡大地域との不要不急の往来は控え、新型コロナウイルスの感染が心配される場合や同居者等がPCR検査を受ける場合は、即座に学校まで連絡願います。

（事務担当 教頭 電話 0248-42-2205）